

第七十一回国会 法務委員會議 第三十九号

昭和四十八年七月三日(火曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 古屋 亨君

理事 横山 利秋君

井出一太郎君

大村 襄治君

住 榮作君

羽田野忠文君

三池 信君

八百板 正君

山田 太郎君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

委員外の出席者

法務大臣官房審議官 田邊 明君

大蔵省主税局税制第一課長 伊豫田敏雄君

大蔵省証券局長 白鳥 正人君

法務委員会調査室長 松本 卓矣君

委員の移動

七月三日

補欠選任

大村 襄治君

松澤 雄藏君

佐々木良作君

玉置 一徳君

第一類第三号

法務委員会議録第三十九号

昭和四十八年七月三日

同日

大村 襄治君

玉置 一徳君

補欠選任

松澤 雄藏君

佐々木良作君

七月二日

出入国法案反対に関する請願(青柳盛雄君紹介)

(第七九四七号)

同外三件(有島重武君紹介)(第七九四八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第七九四九号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第七九五〇号)

同(坂本恭一君紹介)(第七九五〇号)

同外十四件(瀬野榮次郎君紹介)(第七九五二号)

同外二件(土井たか子君紹介)(第七九五三三)

同(中村茂君紹介)(第七九五四号)

同外三件(日野吉夫君紹介)(第七九五五号)

同外一件(藤田高敏君紹介)(第七九五六号)

同(八木一男君紹介)(第七九五七号)

同外一件(山田太郎君紹介)(第七九五八号)

同(米内山義一郎君紹介)(第七五九九号)

同外一件(吉田法晴君紹介)(第七九六〇号)

同(稲葉誠一君紹介)(第八〇三四号)

同(小沢貞孝君紹介)(第八〇三五号)

同(河村勝君紹介)(第八〇三六号)

同外二件(土井たか子君紹介)(第八〇三七号)

同(青柳盛雄君紹介)(第八〇八六号)

同外六件(土井たか子君紹介)(第八〇八七号)

同(平林剛君紹介)(第八〇八八号)

同外四件(八百板正君紹介)(第八〇八九号)

同(堀川正十郎君紹介)(第七九六三三)

同(赤城宗徳君紹介)(第八〇三〇号)

同(大橋武夫君紹介)(第八〇三二一)

同(大橋武夫君紹介)(第八〇三二一)

同(大橋武夫君紹介)(第八〇三二一)

同(大橋武夫君紹介)(第八〇三二一)

同(大橋武夫君紹介)(第八〇三二一)

同(大橋武夫君紹介)(第八〇三二一)

同(大橋武夫君紹介)(第八〇三二一)

同(大橋武夫君紹介)(第八〇三二一)

同(羽田野忠文君紹介)(第八〇三二一)
同(村上勇君紹介)(第八〇三三三)
同(渡海元三郎君紹介)(第八〇八三三)
同(保利茂君紹介)(第八〇八四四)
同(細田吉蔵君紹介)(第八〇八五五)
裁判所職員の増員に関する請願(稲葉誠一君紹介)(第七九六四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出第一〇三三)

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)

○中垣委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、以上三法律案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。
横山利秋君。

○横山委員 商法につきまして、格段のことがなければきょうは衆議院を通過する可能性があると思いますので、この際、今日までの長らくにわたって審議をいたしてまいりました審議過程を踏まえまして、政府側に重点的に質問をいたしたいと思います。

私がこれから申し上げる質問は、同僚各位が重点的に政府側の意向をただした点が多いのでござ

います。それらを聞いておきまして、今後の商法の運営なり今後の法務行政のためにかなり重点的な問題が多いと思いますので、それを整理する意味におきまして法務大臣の責任のある答弁を伺いたいと思っております。

まず第一に、同僚各位から強く指摘をされましたが、この商法の改正の歴史的経緯の問題でありました。申すまでもなく商法改正の機運が起りましたのは山陽特殊鋼の粉飾決算のことからであります。この粉飾決算が山陽特殊鋼に起こりましてから、衆議院におきまして、参議院におきましても粉飾決算をいかに是正すべきかという点

が一つの焦点になったことは言うまでもありません。しかし、三国会にわたって、数年にわたってそれを機縁にして起こりました商法改正が、今日国会のいよいよ最後段階にありましてこの経済情勢

のときの経済情勢と当時の経済情勢とを考慮してみますと、かなりな違いがあると考えられるわけでありまして、で、共通の点につきましても一つあります。それは企業というものがいかにみずからの利益を壟断するためにどんなことでもするという点がございます。しかし、商法改正の機縁となりました粉飾決算という問題から、今日の大企業並びに経済情勢の状態を考えますと、大きな違いが生じておると思っております。

私もこの国会で各省に対して鋭く追及をいたしましたのは、大企業の買占め、売り惜しみの問題である。企業が定款以外のことに、あらゆる問題に手をつけておるということである。そしてそれらは政府の経済政策の失敗から起こって、その方向に大企業を向かわしめておる、こういう問題である。粉飾決算一つが商法改正の焦点ではないやなくなってきた、こういう点が明らかに基本的な変化があると思っております。その点から私は二つの点について法務大臣の意見をただし

たいと思うのであります。

一つは、いま申しましたような経済情勢の基本的変化にはたしていまの商法改正が即応しているかどうかという点であります。商法改正案は当初の原案から見ると、かなりの変化があります。またわれわれがここでさらに政府案を修正しようという気持ちがあるわけでありまして、このことから考えますと、一体そもそも商法改正をしようとした基本的要因は変わっているではないか。変わっている点を、一番最初出したものであるから引き続き提案をしておるといふ点について政府はじくじたる思いがないのであるかどうか、これが一つであります。

それから第二番目は、なるほど私どもの国会における拒否反応があったから商法改正案は非常に時期がおくれたと思う。けれども、政府が商法改正をしようとして国会に提案するまでにはかなりの時間がある。そしてまた国会が議案ないしは継続審議ということに対して、政府は一筋にこの原案を固執をして後退を重ねてきた、こういう点について私は常に思うのであります。経済省と比べますと、法務省というものは腰が重いのか、いかにこの経済の変化に対して弾力性がないところであるか、こういうことを私はかねがね痛感しておるわけでありまして、この点もまた商法の改正について一体法務省として省みて考えるべき点はないのであるかどうか、こういう点について率直に法務大臣の意見が聞きたいのであります。

○田中(伊)國務大臣 まず先生仰せの動機の問題でございますが、山陽特殊鋼事件等によりまして粉飾決算を防止するためには当時現行商法このままではいけないということを感じて、これが動機となつて商法改正ということに着手をいたしましたことは事実でございます。これはおことばのとおりでございます。

しかし、それ以前からも商法改正問題というのは重要問題として議題にのぼっておったものでございまして、これが粉飾決算を基本的に防止をしていくためにはいかにあるべきかということ

考究いたしました結果、これはやはり株式会社社の監査制度の充実強化ということ以外にはなからうというところの結論になりまして、今回の案を立案をいたしましたのでございます。その方針は、ずいぶん長期にわたつてこの立案計画を立ててきたという結果となつておりますので、経済情勢の変化に伴つてこの方針を変えるところはなかったのかというおことばでございますが、なるほど経済情勢は大変化を来しておるのでありますけれども、動機、方針というものは監査制度の強化ということ一本でこれを是正することができると、この確信を持って今回をお願いをしておる次第でございます。

○横山委員 第二番目の法務省の姿勢。

○田中(伊)國務大臣 法務省の姿勢は、最初からただいまお話を申し上げましたような監査制度の強化ということ一本でこれをやり上げていく必要があるということの方針は、今日も変わりはないのでございます。

○横山委員 私の申し上げていることが大臣よくわかつていないような気がするわけでありまして、いまの経済情勢は粉飾決算ということよりも、もっと大きな企業の体質、企業の動向、そういうものは粉飾決算が問題になってくる時期から変わつてある、私はそう言っているのではありません。粉飾決算は山陽特殊鋼以降そんなに増大はしてない。そして大蔵省やその他の関係各庁の行政指導あるいはまた社会的批判、そういうものによつて粉飾決算は徐々に減少の一途をたどつていまして、それをさらに強化することについては私は異議はないけれども、しかし問題の所在がいま変わつてある。企業というもののあるべき姿について粉飾決算だけをばかの一ツ覚えのようになつておるような経済情勢ではないまくなつていまして、こういうことを私は言いたいのであります。

それからもう一つは、法務省というところが事態に即応する弾力性を欠くところだ、後生大事に一つのことを追いつけていこう、経済情勢は

変化をしておる、そういうところに対処し切れない、こういう点について反省はないか、こういうことを私は苦言を呈しながら質問をしておるわけでありまして。

○田中(伊)國務大臣 経済情勢の変化に伴ひまして商法改正の必要性はなるほどおことばのとおり変わつてきております。

具体的に申しますと、最近では物資の買い占め、売り惜しみ、そういう反社会性と申しますか、企業の社会性を否定するような方向に向かつて動いておることは事実であります。経済情勢はそういう買い占め、売り惜しみをしないやういふ資金のたぶつきが表面化してきておるという現状でございます。

そういうものをチェックいたしますためにも監査制度の強化によりまして十分チェックができる。くどくど従来から何度も申し上げてまいりましたように、反社会性のチェックは監査制度の強化でやる、こういう信念を持っておりますので、お願いをしておる次第でございます。

○横山委員 大臣はたんのうの方でありますから、ここではいろいろと率直なお話、自分の御意見をおっしゃる。けれども、あなたの言っておるほど法務省の活動力は機動性を持っていないのであります。私がこう言つと、あなたはごきげんを悪くするかもしれないけれども、あなたはしばしばこ

らずつと時間がかかつておる。最初のものの考え方が基礎になつておるけれども、その後の経済情勢、政治情勢の変化というものがあつていかかわらず、それを法務省というものの体質、審議会の体質から織り込まれないまま、ずつとこの現状とのギャップが生まれて国会へ提案してくる。国会へ提案したところにはもう最初の構想から情勢の変化というものが出てしまつていふようなことが私はしばしばあると思つておる。論言汗のごとしといふことがございまして、あなたがこゝでわかりました、検討しますと言つたことは、いま例としても幾つかありますけれども、それが現実的にはかの省と違ひまして、前国会で法務大臣が明言したことが次の国会にばつと出てくることとがきわめておそい、そういうことを私は言いたいのであります。刑法についてもしかりでありまして、刑法二百条の問題について委員長が衆議院議長に呼ばれて、そして衆議院議長が何かおっしゃつたのであります。刑法の二百条改正のときには衆議院議長に來てもらおうと思つたのであります。なぜ衆議院議長は法務大臣にまず文句を言わないのか。それが国会としてあるべき第一の仕事ではないかと思つておる。事はございまして法務省の作業というものは、あなたがこゝで明言されたのと違つて、きわめて弾力性に乏しい、迅速性を欠く、情勢の変化に対応し切れぬ体質を持っているといふことを私は苦言を呈しているわけでありまして。

○田中(伊)國務大臣 大臣が国会で言明いたしましたことをいつまでも実現できぬではないかといふおことばは、そういう面が多いのであります。事務柄の性質上手続的に時間がかかる。手をつけるのは直ちににつけておるのです。私が前回法務省につとめておりました最中に、社会党から御質問のありました監獄法の改正、その御質問のあつたその日、本省に歸りまして、部下を全部集めて、矯正局内に改正の協議会を設けました。その日に設けたのであります。その日に設けて今日に至つておるが、何ぶん刑法の全面的改正ということが

表面に合頭してきたものでありますから、刑法改正の方針がきまらなければ——それを受けて刑務所の施設をつくるわけでございますから、案がでない。刑法改正の方針がきまり次第直ちにこれに沿って案をつくるべく、現に準備をいたしまして待機の方勢でこれを見ておる。刑法改正という基本法にはなかなか時間がかかるという事情はわかるのでございますが、この方針がきまらることを待機しておるということであります。

また刑法の連立立法の宣告につきましても、とにかく直ちに手をつけまして、法制審議会の議を仰ぎ、とにかく一刻もゆるがせにしないでこれを最高裁の御意向に沿うべく目下準備をしておるということも事実でございます。ほうってはおらない。言いわけをするようではありませんけれども、体質の問題でなくて事柄の性質の問題であるというようにおき取りいただければありがたいのでございます。しかしながら、法務省の体質がこわばっておるのではないかと、もつと融通無碍にやうていくことがよくはなからうかと仰せになる事柄に對しましては、深くこれを反省の資料として大いに精進をしていきたいと考える次第であります。

○横山委員 ひとつ例をもつて大臣のお考えを聞きたいと思ふのです。

何か大臣は、この国会、参議院におきまして、司法書士法の改正について、この国会が終りますまでに改正要綱を成案するということをお答えになったやに新聞で拝見をいたしました。このことは、本委員会におきましても、私があなたに改正の意思ありや、あり、それならいつごろまでにですかということとまで詰めた問題なのであります。この国会終了までに司法書士法の改正の要綱が出来ますかどうか。

○田中(伊)國務大臣 参議院で御質問が出来ます。なるほど考えましたので、これも直ちに手をつけまして現に進めております。その具体的内容は、ちよつとおそれ入りますが、民事局長から申し上げます。

○川島政府委員 いま具体的内容について詳しく

御説明する段階ではないと思ひますが、この問題につきましても、ただいま大臣が仰せになりましたように至急にまとめろということ、目下内部で會議を開きましてその作業を進めていくわけでございます。

○横山委員 私の聞いておるのは、この国会終了までに改正要綱が出来るかどうか、大臣のおつしやったことが履行出来るかどうかということでございます。

○田中(伊)國務大臣 今国会では案を示すことはなかなか困難と存じます。これはやはり司法書士会のごときでございますので、全国の司法書士会の日司連の御意向も聞かなければなりません。そういうこともございまして、今国会で案を示して、これでやるのだということまで申し上げる準備は整へにくいのではないかと、こう思つております。しかしこれはどこまでも誠心誠意積極的な姿勢でこれを取りまとめていきたい、こう思つております。

○横山委員 それでは内容に立ち至つて質問いたしたいと思ひます。

理事會において承れば、自由民主党からこの商法改正案につきまして修正提案が行なわれ、私もそれをしさいに分析をいたしまして、伝えられる修正案に對して私も社会党として賛成をしようと思つておるわけでありまして、その前にこの修正案につきまして政府側の意見を聞きたいと思ふのであります。

第一に、五億圓以上十億圓未満の一般会社、金融機關に對しては、別に法律で定める日まで修正して延期をするということとあります。別に法律で定める日は、いかなる条件があつて、そういう条件が成熟すればとお考えでありますか、その条件を伺いたい。

○川島政府委員 會計監査の問題につきまして適用会社の範圍を修正するという御意見が出ております。これは私も漏れ何つておりますが、今回の修正案によりまして、五億圓以上十億圓未満の一般会社と金融機關について、特例法による會計監査の

適用をする時期を別に法律で定める日、というふうにするというところでございまして、これは今回の修正案による會計監査が原案におきましても三段階に逐次適用されていくという形になっております。この逐次適用ということ、會計監査の実務を行ないます公認會計士あるいは監査法人というものが、新しく商法で認められることになる會計監査の仕事を一時に多数の会社について行なうということとは若干実行上の問題があるのではないかと、この面からの配慮によるものであるわけでございますが、最初原案を提出いたしましたときは、現在の公認會計士の人員等から見まして、おのおのこの線で行くのではないかと、今回の修正案はそれをさらに慎重にされたということとございまして、まあ慎重にされるということとはそれだけ會計監査の内容がしつかりしたものになるというところが期待できますので、その意味では修正案も一つの考え方であると思ひます。

したがひまして、修正案による最後の段階である、別に法律で定める日をどの時点に置くかという点につきましては、私の推測でございしますが、おそろくそれ以外の会社についての適用が行なわれる。そうしてその実績を見た上で、妥当と思われる時期に法律で定められることになるのではないかと、このように考えておるわけでございます。

○横山委員 当初政府は、この五億圓以上十億圓未満を五十二年の一月一日という考えがあつたやうであります。これが別に法律で定める日になりました経緯は、少なくとも五十二年一月一日以前には当然この別に法律で定める日にはならない、こういうふうな理解してよろしいのですか。

○川島政府委員 これは国会でお定めになります。法律によるわけでございますので、私もからあまり正確な見通しを立てることは困難でございまして、ごく一般的常識論をいたしまして、修正案によりまして三段階までは適用期日が定められております。四十九年の一月一日、五十年の一月一日、五十一年の一月一日というふうな定められ

ておりますので、別に法律で定める日というのは、それ以後の段階でございまして、おつしやるような、きわめて常識的に考えまして、五十二年の一月一日あるいはそれ以降ということになるのではないかと想像いたしておる次第でございます。

○横山委員 実は私もこの修正案に賛成をするにはなみなみな判断、検討をいたしたわけでありまして、私も考えております基本的な考え方をこの際申し上げておかなければなりません。

それは、この適用会社が一億、三億、五億、そしてさしあたり十億というふうになる過程の中で、一貫して、いろいろな議論はあつたけれども、共通の議論としては、要するに粉飾決算なり先ほど私が申しました新しい經濟情勢を考慮するときに、法務省なりあるいは大蔵省が間口を広げるばかりが必ずしも能ではない。これはいま世間の指弾を浴びております独占企業、大企業、大商社といふものに対して集中的な、効果的なものをすべきであつて、間口を広げればそれだけ監査能力なり、大蔵省、法務省の行政指導が分散をしてしまふ。したがつてこの際、限定をした大企業、独占資本に對する最も効果的、効果的な重点的な監査をすべきであらう、こういう判断なのであります。その判断は先ほどから申し上げるやうに、粉飾決算だけではないぞ、あらゆる問題について集中的なことをやれ、こう言つておるわけでありまして、この点を十分ひとつ考えていただきたいと思ふわけでありまして。

お伺ひしておきますが、かりにこの修正案が通過をいたしましたあと、新しく公認會計士の監査を必要とする会社は幾つ増加するわけになりますか。

○川島政府委員 お尋ねは、現在証取法の適用を受けている会社はほかに、さらに幾つ増加するかということとございまいしょうか。

○横山委員 實質的に公認會計士の監査の適用対象がどのくらいふえるか、こういうことです。

○川島政府委員 まず修正案に基づいて会社の数

を申し上げますと、四十九年一月一日から、まあ正確には、その日から以後の最初の決算期に関する定時総会の終結後ということになるわけでございますが、そのあとの点を省略いたしますと、まず第一には四十九年の一月一日から適用されますのが、資本金五億四千万以上の証券法適用会社千六百三十三社でございます。それからその次が五十年一月一日から適用になります十億四千万以上の一般会社、これが現在のところ四百六十六社でございます。それから第三段階の五十年一月一日から適用になります十億四千万以上の金融機関、これが百二十九社でございます。そのほかに別に法律で定める日で五億四千万以上十億四千万未満の一般会社、金融機関、合計五百七十四社が残っておりますわけでございます。したがって、現在証券取引法の適用を受けている会社を除きますと、五十年と五十一年に適用になります五百九十五社でございますか、これが新たに公認会計士が入って監査をすることになる会社ということになるかと思ひます。

○横山委員 計算の取り方にちよつと議論がありますが、時間の関係で省略をいたします。次に、別途本委員会が附帯決議を付そうとしておるわけでありますが、附帯決議提案の前に、政府側の意向をただしておかなければなりません。一つは本委員会が各同僚議員から最も集中的に議論がございましたのが、会社の社会的責任の問題であります。六月一日の法務大臣の答弁の速記録を読みますと、気持ちには賛成、法律的に困難、簡単にいいますと、そんな感じがありました。つまり、商法を改正して企業に社会的責任を負わせるべきであるという質問に対して、あなたは、法律的にはやや困難であろうけれども、気持ちとしては全く賛成だ、こういうお答えのようでした。間違つておたら訂正してほしいのでありますが、どうも私は、田中法務大臣という人はそういう人で、いつも実質的效果のない、けれども精神的効果といふ点でいつもお逃げになる可能性がありますか、そういう点では困るのであります。ほんとうに企業の社

会的責任というものがこれから大事なことでとするならば、将来商法改正をする場合に、本来企業の近代社会におけるあるべき姿というものが改正案の中に盛り込まないものであるかどうか。第二番目に、かりに万一盛り込まないとしたならば、政府は企業の社会的責任を行政指導の上で達成すべき方途は一体ないのかどうか。まあ経団連が企業の責任を作文を二回も三回もつくつています。ああいう作文で実質的效果があるのかどうか、私はたいへん疑問を感じておる。世の中がこうなつたから少し作文でごまかしておこうという気持ちがないとはいえないと思つておる。今日、この商法の議論の中で、あらゆる問題がそこに集中をしておると思つておる。したがって、商法改正の将来、社会的責任というものが盛り込まないか、第二番目には、行政指導でいかなる実効をあげるような方法があるのかどうか、この点を最後にお伺ひしておきたい。

○田中(伊)国務大臣 企業の社会性につきましては、これを法律の明文の上に規定するということとは、技術的になかなかむずかしいところがあると存じます。しかし、それは逃げ口上を言つておるのじゃないのでありまして、企業に社会性を持たすためには、企業の自主的な態度で社会性を尊重していくということが望ましいということが私の言ひ方でございます。逃げておるのではないのでございます。

そこで、それをやりますためにはどういう行き方をすることが必要かと申しますと、まず第一に、商法を抜本的に改正する必要がある。抜本的改正の方向は三方面有を考へられる。一つの方面は、ただいまお願いしております基本的な、大事な問題でございますが、監査制度の強化という問題、統括して株主総会の抜本的な改正、それから取締役会の抜本的改正、この三方面的改正が必要である。そのうち、一度にこれをやりましては会社もなかなか容易なことではございませんので、この基本的な要件としての監査制度の大改革ということをおのたびお願いをしておる次第である、こういうふう

うに私は説明しておるのでありまして、社会性を持たさなければならぬということについては、かたくなに信念をもつてその必要を何度も説いておるわけでございます。

には、企業自体が社会性を尊重するような運営をしていくことが必要である。そのためには監査制度ということで、その監査制度にもを言わそうという考え方を持っておるのでございます。

○委員長退席、大竹委員長代理着席

○横山委員 第二番目に私も議論の対象にいたしました問題に、大小会社の区別の問題があります。今回五億四千万と十億四千万という問題がありまして、会社は三つのジャンルに一応なるということになります。商法は基本的にはすべての会社に関係をおぼせておるわけでありまして、一体商法がほんとうに守られておるかどうかが、一つを考へますと、うどん屋株式会社とかたけのこ株式会社、八百屋株式会社、社長がどんぶり屋を洗い、専務が裏でおむつを洗たくしておるということも、またこれ会社なのであります。その会社が株主総会をやるといふところで、実問題としては株主総会が行なわれておらずに、適宜株主総会の議事録がつくられるということがある。これは文書偽造とでも申しましょうか、そういうようなことがあるわけでありまして、つまり、商法はかなりの規模の企業に対して目を向けておるのである、零細な会社に対しては必ずしも目を向けていない。したがって、圧倒的多数の会社におきましては守られていない商法であるということ、現状を分析すれば直ちに言えることだと思つておる。いかにして守られる商法であるべきかという点については、この際大いに考へなければならぬことではあるまいか。その意味におきましては、大小会社の区別というものはいろいろの弊害がございます。そういう区別をすることについては、いろいろの弊害があります。弊害はありますけれども、その弊害は除去することによって、守られる商法、そして特に社会的責任の強い大企業等についての制約、それからいろいろの規制等、それから零細な会社に対する規範的な事項といふべきではないか、そういう方向に今後分けていくべきではないか、こういうふうにお考えますが、いかがですか。

○川島政府委員 現在百万余の株式会社があつて、

うに私は説明しておるのでありまして、社会性を持たさなければならぬということについては、かたくなに信念をもつてその必要を何度も説いておるわけでございます。

その現状はお述べになったとおりであろうと思ひます。もととて商法は、大衆から資金を集めて、そして大企業を興すということを考へて株式会社の制度をつくつておるわけでございませう。しかるに、実際には、たとえば税金対策の面であるとか、あるいは対外的な活動ないし信用の面であるとか、そういったいろいろな理由によりまして、この株式会社の制度が必要以上に広く行き渡つておる。こういう結果となつたとして、商法の規定が守られていない面がかなりあるということも事実でございませう。したがって、御示唆にありましたように、会社の規模というものを考へながら、大きい会社には大きな会社に適合した規制を、小さな会社には小さな会社に適合した規制を考へるべきであるというふうに思はれます。この点につきましては、法制審議会の商法部会におきまして、かなり以前から議論のあったところでございませうが、実際の問題といたしまして、これをどういう形で実現するか、ことに現在非常に多数の株式会社が存在しておるわけでございませうので、これをどのようによつて扱うかという点につきましては、非常に問題がございませう。意見も分かれまゝで、今日まで議論はいろいろ出ておりますけれども、なおかつ実現を見ていないという現状でございませう。しかしながら、これは早急にやはり検討をしなければならぬ問題であると考えておりますので、商法部会におきましても御検討をいただくことになつてと思ひます。

それから、大会社の社会的責任の規制の問題でございませうが、これにつきましては、最近いろいろな方面で議論が行なわれております。しかしながら、具体的に実効のある形でどのような規制を行なうかということになりますと、先ほど来大臣がお述べになっておりますように、その方法には非常に問題があるわけでございませう。現在社会的に問題となつておりますのは、主として法令に抵触する場合でございませう。たとえば証券取引法の規定に反した行為が行なわれたり、あるいは食糧管理法の規定に反するようない行為が行なわれたり、

商法自体の罰則に反する場合もございませう。そういった点から見まして、罰則を、これは商法も含めませんが、商法以外の面においても、罰則を整備していくということが一つの考え方であらうと思ひます。また、企業自体がいろいろ考へておるようでございますので、こういったモラルの問題につきましてはいろいろな方面から検討していく必要があるわけでありまして、商法改正の今後の扱いにおきましても、こうした問題をどのように扱つたらいのかということとは当然議論の対象になると思ひますが、商法のワケ内で扱うかどうかという点を含めまして、現在のところはつきりした方向というものは検討中であるという段階にあるわけでございます。

○横山委員 時間の短いところでございませうが、私が総括的な詰めの質問をいたしておりますのは、いままでも同僚諸君にお答えになつた、同僚諸君の意見を聞いた政府として、最終的に問題になつた点について、ただ質問をした、答弁をした、オウム返しを何回もおっしゃるのではなくして、最終的にこの点については議論を通じて政府側としてどう考へるというふうにお答え願ひなければ何の意味もないのでありますから、そう願ひしたい。次は株主総会のあり方についていふ議論がございませう。株主総会について論争の一つの焦点になりまして、議長を社長がやらすに他をもつて行なつたほうは民主的ではないか、議論が出るようになるのではないか。それから総会屋について、これは政治的な側面をもつて、さらにこの買収供応その他をやるようなことを、総会屋を整理する方法について具体的に論争がございませう。それから株主総会に提案する項目について商法改正をして、具体的に列挙をして議論が起るようになつたらどうか、これだけは総会に出さなければならぬというふうになつたらどうかという意見がございませう。それからまた、取締役会に社外重役を置くべきことが必要ではないかということが盛んに議論になりました。

これらについての政府の答弁は必ずしも十分でない、必ずしも確定的ではない、方向を示唆してはなかつたわけでありませう。これらの議論を通じてまたもう一つは、額面金額五十円の問題もございませう。こういう点につきまして、議論を通じてこの最終的な段階における政府側の意見を具体的にお願いをしたい。

○田中(伊)国務大臣 まず第一に、株式会社の組織、運営の問題でございませう。それから続いて取締役会の構成、運営の問題でございませうが、この問題は今回の改正案を通じて盛んに真剣な御議論を拝聴しております。これをもう一つ、法務省の立場ではどういたしますかというところはつきり鮮明に答へがないのでございませう。私が横で聞いておりました、それはおことばどおりであります。それはどういふ事情で鮮明な答へがないのかと申しますと、今回の改正をお願いをいたしまして、これを監査制度の改革ということの中核にいたしまして実施に移してみても、そうしてあとの二つの根本的改革、基本的改革というものをやつていきたい、こう考へておるものでございませうから、現に次に来たるべき抜本的改正について案があるというわけではございませう。これから案をつくるという無責任な話に聞こえますが、そうでないもので、この大改正を実施に移してみても、諸般の事情を勘案いたしまして、次に来たるべき第二の抜本的改正にこの二方面をのせましてこれをやつていきたい、こういうふうな考へておるのでございませう。そういうことからも一つ歯切れがはつきりしないわけではございませうけれども、ただいま仰せになりましたような事柄は十分に織り込んで、次の抜本的改正に役立たせたい、こういうふうな考へておるのでございませう。

○横山委員 それでは、本委員会におけるわれわれの意見等については十分ひとつ審議院に提供をされ、遺憾のないようにしていただきたいと思います。○田中(伊)国務大臣 だいぶん膨大な速記録になります、これからまだ参議院に行つて参議院の速記録ができるわけでございませうが、衆参両院の

速記録は、その要旨を摘出したしまして、その一覽をつくる考へでございませうが、これを最も有力な資料といたしまして法制審議会に具申をする考へでございませう。

○横山委員 次に会計監査人の独立性の問題であります。この点につきましては、どうにも私どもとしては政府側から十分納得できる答へを引き出すわけにはいきませんでした。その根本的な問題は、公認会計士の皆さんがその被監査会社からお金をもらつて、お金をもらった被監査会社から、まあ適当なことばであるかどうかわかりませんが、恥部をさがす、悪いところをさがす、会社から金をもらつてその会社の悪いところをさがすというたてまえであります。このたてまえがどうにもうまく庶民的に大衆的に納得ができないのであります。前回の改正をもつて監査法人が成立をいたしました。監査法人をもちましていたしまして、監査法人が会社から金をもらつて、その会社の間違つたところ、ごまかしてるところ、そういうところをさがすという点については、根本的に理論的矛盾がどうしても払拭できないということなのであります。これはいろいろな歴史なり各国の情勢なり、そういうものもわれわれの一つの判断の材料にはいたしましたけれども、それをもつてしても私どもは納得ができない。この会計監査人の独立性を確保するためにどういふ手段があり得るかという点で論争をしたわけであります。私どもからは、第三者機関を設置したらどうか、たとえば公認会計士協会そのものが委嘱を受けてやったらどうか、これ一つでいかなければ二つの大きな監査法人にしたらどうか、あるいは特殊な意見として裁判所の任命にしたらどうか、政府の委嘱にしたらどうかという意見もまたありました。政府側から、そうするとどうしても会社の信頼度、信用度、人間の関係というものがうまくいかないという趣旨の答へもありました。しかし政府側の答へどもは反論をいたしたいところなのであります。会社との癒着があまりにもあるようでは、公正な

立場ができないのではない。ある一定期間を過ぎたならば適宜公認会計士は交代すべきではないかという意見もあつたわけであり。政府側から、この問題、公認会計士の独立性を確保するために、この公認会計士の独立性を確保するべき答弁が実は見つからなかつたわけであり。したがって私も附帯決議をもって、独立性を確保するために、その選任方法等について適切な方途を講じてもらいたいという附帯決議を提出するつもりであります。政府側として、この選任方法なり独立性を確保するために今後どのようにお考えなのか、お考えを伺いたい。

○田中(伊)国務大臣 どうも私の考えが少し苦しい過ぎるのかもしれないが、私企業も社会性を持たなければならぬことは言うまでもありませんが、何にしても私企業である。その私企業を監査する監査の制度というものをやります場合には、どうも法律で定めた監査人に報酬を自分で払ってもらうというのではやむを得ないのではなからうか。問題はその公認会計士の人格、識見でございます。

少し理屈に走るようでありまして、公認会計士は御承知のとおり非常にむずかしい試験に合格し、教養豊かな人材でございます。その教養豊かな公認会計士の人格、識見を信するならば、当該企業に金を出してもらうてもどうということはない。しかし理想の理想を申し上げますと、私は先生仰せのとおり適切でない、どうも考え方はそういうことでございます。

そこで、その一つの考え方として、具体的には公認会計士、それぞれ全国的組織でございますが、その全国的組織の責任のもとに、それぞれ府県を中心として、地域を中心としていたしましてブロック別に協会が設けられておるわけでございますから、これを法制化したしまして、そしてその協会に委嘱をする、協会の指名する公認会計士に監査を行なわしめるというふうなことも一つの方法論として考えられるのでございます。

もう一つは、幸い今度の改正にも監査法人とい

うものの規定ができております。この監査法人は数名のものから十数名のものから二十名前後のものから、いろいろ形と構成の頭数が違うわけでございますが、監査法人にやらす。すべて監査をしてくれる公認会計士はどこの監査法人に参加をしてもらうというふうな、監査法人を中心としたしましてやります場合には、個人の公認会計士に委嘱をする場合よりは独立性が考えられるということも一つの方法であらうと存じますが、これらの問題につきましても、私企業とは申しながら大事件な監査を実施していくわけでございますから、監査人の独立性、不偏不党の立場に立つて監査ができればよろしいかという点、今後に来たるべき抜本改正をめぐりまして、この点は引き続き検討してみたいと存じます。

○横山委員 大蔵省、意見あります。

○白鳥説明員 公認会計士が会社から報酬を得ることによって独立性が害されるのではない、こういう御質問をこの国会中にたびたびいただきましたことはございまして、そもそも公認会計士が会社に対して独立性を維持するためには、まず公認会計士の精神的態度における独立性、これが重要であるということ、監査報酬を得るというものは、これはその企業が、その内容が公正であるということ、これを社会に認めてもらう、そのために公認会計士の証明をもらうということ、むしろ社会的信頼を得るための不可欠の条件であるということ、監査報酬を支払うというものは、その監査業務に対する当然の報酬であるというふうな御答弁申し上げてきたわけでございます。

しかしながら、漏れ承るところによりまして、本日附帯決議におきまして、この独立性を確保するために、選任の方法について適切な方途を講ずることというのが出されるというふうな何一つありません。これにつきましては、ただいま法務大臣からの御答弁にございましたように、政府内部で十分検討いたしてまいりたいと思ひます。

○横山委員 たえば弁護士と公認会計士と税理士と見比べてみましょう。弁護士も税理士も法律のワケ内において、弁護士は人を殺した加害者に對しても、どろぼうした人間に對しても、その権利を擁護する。税理士もまた脱税をした納税者であっても、法律のワケ内において納税者の権利を主張する、こういう立場に立つて報酬を得るわけであり。公認会計士の場合、これはなるほどいま大蔵省からお話のように、会社の公正であるべきことを証明してもらって、そして社会的信用を博するという側面もあると思ひます。あると思ひますが、いま今日社会的に公認会計士に期待をしておることは、会社が悪いことをしないように、十分悪いことがあつたら摘出してもらいたい、なれ合うことのないようにしてもらいたいという側面のほうがはるかに多いのであります。公認会計士が全人格をもって、そして一般大衆のために、株主のためにがんばってもらいたいという側面のほうがはるかに多いのであります。

したがって、その点から考えますと、これを実行する上において会社から直接お金をもらうというそのシステムについて、私はどうしても納得ができませんのであります。企業が、大蔵省から話があつたような立場から報酬を出すのは当然であらう。当然であらうが、それを監査をする監査法人なり公認会計士に直接お金を渡さないようにしてもらいたい。第三者に金を渡して、第三者から委嘱を受けて公認会計士なり監査法人が監査をする。おまえから金をもらっているのじゃないのだ、そういうようなクッションを経ることによって、より公正な関係が保持できるのじゃないか、こういうことを私も主張しておるのです。

この主張に対して、いろいろな歴史がある、外国の事情はこうだというお話をされても、私どもには納得ができません。そういうことを主張しておるわけであり。ですから、この点については政府側としてはまだまだ大いに検討すべきである、ある、こういう点で特に附帯決議を付すところであ

あります。それから大臣のおことばの中に、なるべく監査法人がいいという話がありました。私もそれに賛成するにやぶさかではありません。ただ、いま私が感ずるところによりまして、監査法人がだんだん大きくなっていく、小さな監査法人、個人の公認会計士、そういうものが淘汰されていく、い

わんや公認会計士の資格をとっておつてもそこに働いておる若い人たちが、そういう人たちの今後のあり方について検討するべきではないか、将来でなく現状において、大監査法人、小監査法人、あるいは個人公認会計士の総合的な活動分野の調整をすべきではないか、そういう点について附帯決議を付しておるところでありますから、その点については大蔵省として十分考へて行政運営をしてもらいたいと思ひます。

それから次に、「監査法人は、その社員が税務書類の作成などの税務業務を行なつてゐる会社について、本法の監査業務を行なわないう規則すること」という附帯決議を付することにいたしました。この附帯決議を付するにいたしましたこと、これはもう理事会でやり合つたことではありますから、大蔵省に少し念を押しておきたい。

「税務書類の作成などの税務業務」という文章は、もちろん税務書類に限定されたことではありせん。税務業務というのは、税務書類の作成あり、それから税務相談あり、それから同時に税務代理行為等を踏まえておるわけでありまして、これは単なる例示でありますから、税務書類などの作成などに焦点があるわけではない、そういうふうな解釈をすべきであるかどうかということがまず第一。

第二番目に、「規制をする」という規制のしかたであります。この規制につきましてもは本委員会でもうずいぶん議論を尽くしてきたわけでありまして、この公認会計士の利害関係者の問題その他については政令、通達が非常にあつたにわたつておるわけであり。したがって、簡明直截な誤解の生じないような規制のしかたをしてもらい

て主張をいたしておるわけでございます。公認会計士の論理、税理士の論理、あわせて弁護士士の論理、ともにもう少しわかりやすいようにすべきではないか。税理士法の改正についてどうお考えでありますか。

○伊藤田説明員 税理士法の改正につきまして、ただいまの段階では何も考えておりませんけれども、先生のおっしゃいます「中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ」という規定の解釈の問題かと思ひますけれども、これはまたあらためて検討させていただきますと思います。

○横山委員 中正とはどういうことなんですか。○伊藤田説明員 これはいわゆる税法のワク内という意味かと解しております。

○横山委員 これは私の言う税法のワク内ということが公正ということばと同意義であるならば、いろいろと今日まで長年にわたって税理士法の改正が主張され、その基本的な論理が、中正でなくして税法のワク内において納税者の権利を擁護するということばに替わって、普遍的、庶民的にわかりやすいことばにかえるべきである、かえることによってどんな支障があるか、何らの支障もない、かえって土俵場というものが、税理士の限界というものが、そういうものが明白になるのであるから、この際十分検討していただきたいと思ひます。

それから法務省及び大蔵省にお伺ひしたいのでありますが、私もいろいろと議論を踏まえた末、「学校法人等公益的な性格の法人について公認会計士の監査対象とするよう速かに措置する」という附帯決議を出しております。これはやや抽象的ではありますが、社会的な要請であると考えておるわけであります。

今日、学校法人についていろいろと大問題がたふさんございますが、何といひましても経理というものが十分公開されないところに問題が所在をしておる、こう考えているわけであります。

そのほか公益的な性格の法人につきましても、かなりの問題が社会的に批判の対象になっているわけでありまして、この際公認会計士諸君の監査対象にすることによって、これらの社会的責任を明確ならしめる必要があると考えますが、いかがですか。

○白鳥説明員 公認会計士の監査を公益事業等にも拡大することといひますが、対象に加えるようにという御趣旨でございますが、この御趣旨は前回の公認会計士法の改正のときにも御要望がございまして、私も公認会計士の監査を学校法人に取り入れるよう努力をいたしました。現在、学校法人の監査につきましては、国から補助金を受けている学校法人については、これを法律に基づいて公認会計士の監査を要求するようにしております。また、それ以外の学校法人につきましても、たとえば大学の学部を新設する場合、そういった場合には文部省の指導によりまして、公認会計士の監査を導入いたしております。

さらに最近、日本体育協会の加盟団体の経理の監査につきましても、公認会計士の監査を導入するということになりまして、四十七年度の決算では三十六団体が公認会計士の監査を受けております。

そのほか、現在総理府におきましては、公益法人の会計基準の設定について、総理府と公認会計士協会との間で種々検討中でございます。こういった種々の公益法人の経理に対する公認会計士監査の導入につきましては、監督官庁がそれぞれあることでもございまして、私も各関係官庁と十分に連絡をとりまして、促進方努力をまいりたいと思っております。

○横山委員 最後に、これもずいぶん論争の焦点になったわけでありますが、親会社の調査権であります。親会社が子会社に対する立ち入り調査、これについて本委員会と同僚諸君からずいぶん論争がございまして、要するに子会社の者は、親会

社から来た者に対して真実を言うとは損になる場合がある、真実を言わないとまた損になる場合がある。そういう場合に、それを真実と云う、言わないことによって、子会社として不利になる場合がある。そういう場合にはどういふ拒否条件があるか、こういう点であります。その点について同僚諸君からの質問に対して、政府側は十分な答弁がでなかったわけであります。これは一体政府側としてどういふふうな判断をされましたか。企業の秘密というものもあるだろう。なるほど子会社はあくまで親会社の影響下にあるといへども子会社の独立性というものはあるはずである。真実を言わない。拒否をした。真実を言うことによって損になる場合もあるから、言わないで拒否をした。拒否をしたために不遇な条件をつけて、これは同僚諸君は公害問題における労働者の拒否条件、拒否をしても法律的に守られるという条件を例示をいたしまして政府側に迫ったわけであります。この点についてお考えになったと思ひますが、御回答をいただきたいと思ひます。

○川島政府委員 子会社の調査権につきましてはいろいろ御指摘のような議論があったわけでございしますが、第一に子会社調査権という趣旨から申しまして、これが乱用されないように気をつける必要があると思ひますし、乱用に対してはもちろん拒否ができるわけでありますから、その面から救済の方法があるわけでありますけれども、実際問題として乱用されるようなことがありますとはなはだ困りますので、その点は十分法務省としてもよくこの趣旨を徹底していきたいと思ひます。

それから調査に対して拒否をした場合に不利益を生ずるのではないかと云う問題でございますが、これは法律上の義務として調査権というものが一方に与えられておりますので、それに対して調査に応ずるといふことは法律上の義務でありまして、その義務を履行することによって不利益を課せられるというものはあり得ないし、またあつてはならない、このように考えております。

○横山委員 本件につきましては、その実情の状況を見まして一定の子会社については調査がオーライタイドであつて、いかなることといへどもこれに従わなければならないという義務は私は必ずしもないと思ひます。どういふ場合にそれが拒否し得るかという点については、法務省としても十分さらに念査をしてもらいたい。そして別な機会にわれわれにその拒否条件につきまして説明を願ひたい、こう考えます。

以上をもつて私の質問を終わります。

○中垣委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○中垣委員長 三法律案中、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案に対し、大竹太郎君外一名から自由民主党、民社党共同提案にかかる修正案が提出されております。

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案に対する修正案

株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第二項第三号を次のように改める。

三 監査法人でその社員のうち第一号又は前号に掲げる者があるもの

第五条第二項を削る。

附則第二項中「適用を受ける株式会社」の下に「(以下「証券取引法適用会社」といふ。)を加え、」その他の株式会社で「証券取引法適用会社でない株式会社のうち」に改め、「(以外のもの)」の下に「資本の額が十億円以上のものを」、「銀行等」の下に「資本の額が十億円以上のものを」を加え、「最終の時までは」を「最終の時まで、証券取引法適用会社でない株式会社で資本の額が十億円未満のものについては、別に法律で定める日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の最終の時までは」に改める。

○横山委員 本件につきましては、その実情の状況を見まして一定の子会社については調査がオーライタイドであつて、いかなることといへどもこれに従わなければならないという義務は私は必ずしもないと思ひます。どういふ場合にそれが拒否し得るかという点については、法務省としても十分さらに念査をしてもらいたい。そして別な機会にわれわれにその拒否条件につきまして説明を願ひたい、こう考えます。

以上をもつて私の質問を終わります。

○中垣委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○中垣委員長 三法律案中、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案に対し、大竹太郎君外一名から自由民主党、民社党共同提案にかかる修正案が提出されております。

○中垣委員長 此の際、提出者から趣旨の説明を求めます。大竹太郎君。

○大竹委員 私は、自由民主党及び民社党を代表して、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案に対する修正案の趣旨について説明をいたします。

第一点は会計監査人の欠格事由に対する修正であります。

原案は、監査法人について、会社の取締役、監査役など会計監査人としての欠格者が社員数の過半数を占める場合を欠格事由としているのでありますが、監査のより一そうの公正をはかるため、欠格者を一人でも社員とする場合を欠格事由とするよう修正しようとするものであります。

第二点は、適用日に対する修正であります。

原案は、資本金五億円以上で証券取引法の適用のない一般会社及び資本金五億円以上の銀行等に対する適用日をそれぞれ昭和五十年一月一日及び昭和五十二年一月一日と定めているのでありますが、監査制度に対する会計監査人たる公認会計士、監査法人及び監査の対象となる会社の準備等のため相当の期間を置くことが適当であると考へ、一般会社及び銀行等に対する適用基準を資本金五億円以上とし、銀行等に対する適用基準を資本金五億円以上十億円未満の一般会社及び銀行等に対する適用日を別に法律で定める日に修正しようとするものであります。

以上が本修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ本修正の趣旨に御賛同いたさくようお願いいたします。

○中垣委員長 これより三法律案及び修正案について討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。古屋亨君。

○古屋委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております商法の一部を改正する法律案、商法の一部を改正する法律等の施行に伴

う関係法律の整理等に関する法律案及び株式会社

の監査等に関する商法の特例に関する法律案に対する修正案並びに修正部分を除く原案について賛成の意見を申し述べたいと存じます。

わが国の株式会社の監査の実情を見ますに、監査役は、権限が弱体であるため、本来の監査機能を十分果たしていないのが、その実情でありまして、このことは最近における有力企業の粉飾決算続出の例を見ても十分うかがい知るところであります。

今回の改正の最大のねらいは、まさにこのような実情に対処するため、監査役の地位、権限を強化しようとするものであります。たとえば、監査役の任期も二年に延長し、取締役会出席権や取締役の違法行為差止め請求権等の権限を監査役と与え、会社の内部から不正を事前に防止しようとするものであります。

また、今回の改正は、新たに五億円以上の大規模会社について、公認会計士や監査法人による事前監査を義務づけ外部からの監査もきびしくしており、内部、外部の両面からの監査によって企業の不正を防止しようとするものであります。

さらに、今回の改正には、定款による累積投票制度の排除、中間配当制度の新設、取締役会の決議による転換社債の発行など会社の運営の安定、株主の便宜や企業活動の円滑化をねらった改正点も多いのであります。今回の改正は、最近の株式会社の実情に照らしまきに時宜に即した措置であると考えるのであります。

また、修正案は、監査のより一そうの公正をはかり、監査の対象会社等の準備のため必要な措置を講じようとするものであり、妥当なものであります。

よって、私は、以上三法律案及び修正案に対し賛成の意を表するものであります。

○中垣委員長 次に横山利秋君。

○横山委員 先ほどから総括的な締めくくりの質問をいたしてまいりましたが、この中でも私も私の考えをある程度明らかにしたわけでありましたが、

本来この商法の改正は山陽特殊鋼の粉飾決算から始まりまして、しかしその後の経済情勢、政治情勢は大きな変遷を遂げまして、大企業の独善、横暴は目に余るものが今日あるわけでありまして、これらは粉飾決算の問題から別に大きな発展をしておるわけでありまして、したがって、粉飾決算を自分自身を見ましても、今回の商法の改正をもつてしてもどうしてもこれが解決し得ない、たとえ警察官をふやせばどうなるかというところではないかというところを先ほど申し上げたわけでありまして、粉飾決算、粉飾決算と言いつても、粉飾決算はばば下状態に入つておる。そうして買い占め、売り惜しみ等の大企業の横暴というものが、別な角度でわれわれが商法改正に取り組まなければならぬ、そういう時代にあると考えておるわけでありまして。

そしてまた、いみじくもわれわれの審査の土台をつくつがえすような問題がその審査の過程で発展をいたしました。それは公認会計士の監査が行なわれており、それをさらに背後から適正な監査であつたかどうかを審査するべき証券監査官が汚職をしたという事実であります。これでは一体何をわれわれは審査をしておるのか。政府のいままでの答弁というものが根底からくつがえるような事態が生じた痛感があるわけでありまして。したがって、問題の所在というものはもつと別なところにある、こう私も考えざるを得ません。ぜひおん議論をいたしました。企業会計監査につきましても多くの同僚諸君が指摘をいたしましたように、これは大企業の要求に屈服したのではない。商法の改正に反対し続けてきた経団連が今日においてこれに賛成し、賛成するゆえんのものはいくつかある。公認会計士の監査というものは社会的な信用を得るだけのものではありまして、法律で定められているから、まあわれわれとしてはおつき合ひでやっていると云うようなことをぬけぬけと公言をしておる。公認会計士諸君に対してこれは一種の侮辱である。また経団連のあるべき

姿がいみじくもそこに出ておるような気がいたします。わけでありまして、この意味におきましては公認会計士諸君の今後の自発的な切磋琢磨、社会的地位の向上、先ほど言いましたような独立性の強化というものによってきたる業務運営をしていただかなければならぬと痛感をいたします。

今回三法案に対しまして修正案と附帯決議が上程されることになりました。私もこの法案が衆議院を通過することがあつても最大限の努力をしなければならぬと思ひまして、あらゆる質問も行ない、修正案ないし附帯決議に努力したわけでありまして、残念ながら最大限努力したにもかかわらずそれは最小限の解決、こういうふうな痛感をせざるを得ないわけでありまして、私も、私どもといたしましては政府原案に反対し修正案及び附帯決議に賛成をいたしたいと存じます。

○中垣委員長 次に正森成二君。

○正森委員 私は日本共産党、革新共同を代表して商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び修正案に対して一括して断固として反対する立場から討論をいたしたいと思います。

まず第一に、改正商法はその三十二条で「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」というように定めておりますが、これは質疑の中でも明らかなように企業会計原則の修正案を基本的に導入するものであります。そしてこれは継続性の原則を正当の理由なく企業が自分の都合により変更できることとなるものであります。そして、たとえば減価償却については定率定額を企業のほしにまよに変更にし、利益を計上したりしなかつたりすることが事実上できることが明瞭になっております。また引き当て金という制度を設けて、ここでも事実上の粉飾決算が行なわれることになっております。申すまでもなく、現行の公表会計制度は、商法上の営業報告書によるものと証券法上の有価証券

報告書によるものとの二本立てになっておりまして、それぞれ別の会計基準により決算書が作成されているところから、二つの決算書と二つの利益が存在することになっております。商法上は合法的なものとして認められ、費用に落とされ、費用性特定引当金が証取法上は利益留保とされ、費用性を否定されているので、大企業、大会社が特定引当金を利用して蓄積した秘密積み立て金が公認会計士の監査においてクレームをつけられ、限定意見をつけられるたてまえになっておりました。ところが今回の改正によりまして、それが非独占会社の粉飾の取り締まり強化とともに、逆粉飾も粉飾であると規定せざるを得ないことになると、大企業、大会社の利潤隠蔽もこれまでのようには行ないにくくなる。そこで大企業、大会社は非独占の利潤隠蔽を行ない、しかも公認会計士にクレームをつけれないようにするという虫のいい要求をかなえるために会計制度の全面的な改編に乗り出すに至ったものであります。そして今回の商法改正は事実上この要請に全面的にこたえているものといわなければなりません。

修正企業会計原則は、注14で負債性引当金以外の引き当て金についてということとを設けております。こういうような一連の改正については作成の一方の責任者でありました番場嘉一郎氏が経団連において「経団連意見はほとんど九〇%まで通っていると思います。その結果、こういう修正案ができたのだということとを申し上げます」というように、経団連ベースであるということとを申し上げております。そしてこれを受けて経団連の居林次雄氏は「この際、有税でもってでも会計原則が例示した負債性引当金を広く計上して、税法としてもこれを認めざるを得ないようにすることが必要であると思われる。したがって、この三ヶ月決算以降において、各社が有税でも引き当てるという決心をしていただきたい。この場合、負債性引当金の計上額は、各社、各業界における過去の実績値（アフターサービス費を出した実績とか、売り上げ

げ割り戻し、売り上げ値引きをした実績値等）を参考として、今後の見通しを加えた額にすることになる。特に長期延べ払いのものとか、長期の保障契約をしているようなものについては、手厚く引き当金を計上することが必要であると思われる。こう言っております。手厚く特別引当金を計上して、しかも本委員会での質疑によれば、これらの金については税金がかからないことになっております。このような考え方というものは大企業、大会社の利益を一方的に擁護するものであり、われわれは断じてこれを認めるわけにはまいりません。これが第一の理由でございます。

第二に企業の社会的責任を要請する社会の声の高まり、これにこたえるかのような態度をとって監査制度を強化しております。しかしながらこれはきわめて不十分なものであって、この程度の改正では事実上絵にかいたもちであるといわなければなりません。公認会計士に完全に監査させれば万事オーケーであるかのごとく言うておられる方がおりますけれども、しかし本委員会の質問の中におきまして、公認会計士のうち登録の抹消をされた者が三名、そして業務停止を受けた者が四十六名、戒告を受けた者が五、誓約書をとられた者が八十九名に達することが企業財務課長から明らかにされております。したがって公認会計士といえども決して企業から完全な独立性を有しておるものではございません。しかも企業と契約を行ない、企業から直接報酬を受けるというようなことでは決して当該企業に対して厳正な監査を行なうことができないことは制度的にもきわめて明らかであるといわなければなりません。したがって、また取締役につきましては累積投票制度を事実上なくするというようなことで、取締役内部において相互に規制するあるいは監視し合うということとをわざわざ削除しております。したがって、これは企業について監査制度を強化することによって企業の社会的責任を果たすというたてまえでございすけれども、これは逆に徹底的な改正を行なうことによって企業に対する社会の批判をそらせ

るために行なうものであるといわれてもいたしかたないでございましょう。修正案も出てまいりましたけれども、これらの重大な点について改善はなされておられません。逆に銀行の監査時間をずらすなど改悪する部分さえ修正案には見られます。したがって私どもはこれに対して賛成することはできません。そのほか親会社の子会社への調査権が子会社に対する不当な介入になるおそれがあること。また税理業務と監査制度の関係の明確、明瞭化、職域の配分についてもいまだ十分配慮がなされていないこと等、きわめて不十分な改正であるというように批判しなければならぬと思います。

最後に、私どもは、時間がございせんが、次のことを指摘したい。

企業の社会的責任を追及するためには、大企業の独占価格について国会に調査室を設けて厳重に規制すること、買い占め、売り惜しみにについては自民党政務案のようなものではなく、買い占め、売り惜しみを行為そのものに対して刑罰を課するような特別法を制定すること等々の抜本的対策を講ずることが必要であり、これが現下の社会情勢から求められていることであるということを指摘して、本三法案に対する反対討論を終わりたいと思ひます。

○中垣委員長 山田太郎君。

○山田（本）委員 私は公明党を代表して反対討論をいたします。

このたび商法一部改正に関する三法律案に対して長時間にわたって審議がなされてきましたが、それでもなおかつ十分に問題の解決に至らなかつたため、公明党は商法一部改正原案に反対するものであります。

今回の改正法律案のねらいは監査制度の強化によって粉飾決算を防止することであり、それによつて株主、債権者、従業員を保護しようとするのが目的でありました。しかし原法案によつて粉飾決算を防止できるかということにはなほ疑問であり、場合によつては粉飾、逆粉飾の危険さ

え考えられるのであります。

反対理由として、まず第一に、商法の一部を改正する前回提出法案の監査役に関する改正よりも、今回提出された法案が一步も二歩も後退し骨抜きになっているのであります。株主総会招集請求権、すなわち取締役解任のための請求権などの削除、取締役会招集権削除、取締役の定期報告義務の削除等であります。原法案の条文には取締役の違法行為の差し止め請求権がありますが、これらの削除によつて法の効力が著しく弱められた。削除した条文が生きていて初めて差し止め請求権による違法行為のチェックが十分に効力を発揮することができるのであって、表裏一体であり法の裏打ちになるのであります。条文を削除することは、監査制度を強化するという法案の目的に反するものであります。

第二に、中間配当は営業年度中に利益を得たものを、中間においてその利益を分配し、株主、債権者に利益を与えることとあります。しかし実際には二回の分割配当であるから、きちんと決算して決定配当すべきであります。さもないと、人為操作によつて見込み配当もあり得る。またその失敗によつて赤字配当、すなわちタコ配の危険性が十分にあるのであります。いままでもタコ配の実例がたぐさありましたが、タコ配を絶対にしないという保障は何もない。逆に中間配当することによつて利益者に迷惑をかけることになり、粉飾決算になりかねない。そのような危険までおかしして中間配当をする必要はないのであります。

第三に、引き当て金は逆粉飾の危険性を持つております。利益の過小表示を広範に認めることによって、利益配当請求権を不当に阻害するおそれがあります。

以上がおもな反対理由であります。先決問題は現在腐敗し切った企業モラルの立て直しであり、はたして原法案によつて粉飾決算の防止がどこまで期待できるかということに強い疑問を持つからであります。以上によつて反対討論を終わります。

○中垣委員長 これにて討論は終局いたしました。続いて採決に入ります。まず、商法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中垣委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。

まず、大竹太郎君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中垣委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中垣委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中垣委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中垣委員長 ただいま議決いたしました三法律案に対し、横山利秋君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者から趣旨の説明を求めます。横山利秋君。

○横山委員 私は自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表して商法の一部を改正する法律案等三案に対する附帯決議案の趣旨について説明を申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する附帯決議（案）

わが国の株式会社の現状にかんがみると、商法等に改正を要する問題が少なく、今回の改正をもつてもその十分な実効をあげることは困難である。

よって政府は、次の点について早急に検討すべきである。

一、会社の社会的責任、大小会社の区別、株主総会のあり方、取締役会の構成及び一株の額面金額等について所要の改正を行なうこと。

二、会計監査人の独立性を確保するため、その選任方法等について適切な方途を講ずること。

三、商法の運用については、政府各行政機関において連絡を密にしその適正を期すること。

四、監査法人の育成・強化を図る反面、個人たる公認会計士の業務分野についても行政上適正な措置をすることとし、もつて活動分野の調整をはかるものとする。

五、監査法人は、その社員が税務書類の作成などの税務業務を行なっている会社について、本法の監査業務を行なわれないよう規制すること。

六、休眠会社の整理に当っては、事前に十分なPRを行なう等、慎重に措置すること。

七、「企業会計原則」の修正が租税に大きな影響をもたらしこととなる場合は、租税法律主義に反しないよう必要な手続をとること。

また、同原則の修正に当っては、より真実の財務内容の公開という目的に合致するよう留意すること。

八、商業帳簿等としてマイクロフィルムを一定の条件の下に認めること。

九、学校法人等公益的な性格の法人について公認会計士の監査対象とするよう速かに措置すること。

十、会計帳簿の作成について零細な商人に複式簿記を強制しないよう行政指導をすること。

本附帯決議の趣旨につきましては、質疑の過程ですでに明らかにされておりますので、重ねて説明することを省略いたしますが、何とぞ本案の趣旨に御賛同いただき、すみやかに可決されるようお願いいたします。

○中垣委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中垣委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議について、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田中法務大臣。

○田中（伊）國務大臣 ただいま御可決いただきました附帯決議に關しましては、その実現に最善の努力を払う覚悟でございます。

○中垣委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中垣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中垣委員長 次回は、明四日水曜日午前十時理事會、午前十時十五分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時十分散會

昭和四十八年七月十二日印刷

昭和四十八年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局